

衆議院

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録 第二号

平成二十七年五月二十六日(火曜日)

午後四時三十九分開議

出席委員

委員長 浜田 靖一君

理事 今津 寛君

理事 岩屋

理事 江渡 聰徳君

理事 松本

理事 御法川信英君

理事 長妻

理事 下地 幹郎君

理事 井上 貴博君

理事 小野寺五典君

理事 大野敬太郎君

理事 木原 誠二君

理事 白石 徹君

理事 中谷 真一君

理事 原田 義昭君

理事 星野 刚士君

理事 宮崎 政久君

理事 武藤 貴也君

理事 山口 壮君

理事 若宮 健嗣君

理事 大串 博志君

理事 辻元 清美君

理事 長島 昭久君

理事 太田 和美君

理事 伊佐 進一君

理事 濱地 和夫君

國務大臣 防衛副大臣 兼内閣府副大臣 兼内閣府大臣政務官

國務大臣 防衛大臣政務官

國務大臣 (安全保障法制担当)

國務大臣

國務大臣

國務大臣

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第二号

第二類第十号

衆議院調査局我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別調査室長 齊藤久爾之君	委員の異動
五月二十六日	同日
小野寺五典君	小野寺五典君
井上 貴博君	井上 貴博君
大西 宏幸君	大西 宏幸君
勝沼 栄明君	勝沼 栄明君
篠川 博義君	篠川 博義君
武井 俊輔君	武井 俊輔君
橋本 英教君	橋本 英教君
平沢 勝榮君	平沢 勝榮君
山田 典子君	山田 典子君
緒方林 太郎君	緒方林 太郎君
後藤 祐一君	後藤 祐一君
寺田 学君	寺田 学君
青柳陽一郎君	青柳陽一郎君
丸山 穂高君	丸山 穂高君
佐藤 茂樹君	佐藤 茂樹君
政賢君	政賢君
左藤 章君	左藤 章君
中谷 元君	中谷 元君

○浜田委員長 このより会議を開きます。

この際、外務大臣から発言を認められておりま
すので、これを許します。岸田外務大臣。

○岸田国務大臣 我々の連絡不十分により、貴重
な委員会の開会をおくらせてしまいましたこと
を、心からおわび申し上げます。

○浜田委員長 今後、このようなことのないよう
に、我々もしっかりと対応していきたいと思いま
すので、よろしくお願ひいたします。申しわけござ
いませんでした。

務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の 確保に資するために我が国が実施する措置につい て定める必要があります。
次に、この法律案の内容について、その概要を 御説明いたします。
第一に、自衛隊法の一部改正について御説明いた します。
これは、防衛出動の対象となる事態として、我 が國と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が 発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、國 民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆 される明らかな危険がある事態を追加するほか、外 国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護 措置を新設し、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防 護のための武器の使用の規定を整備するものでござ います。
○中谷国務大臣 ただいま議題となりました我が 国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するた めの自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際 平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外 国軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律 案について、その提案理由及び内容の概要を御説 明いたします。
まず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確 保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法 律案について、その提案理由及び内容の概要を御 説明いたします。
我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏ま え、我が国と密接な関係にある他国に対する武力 攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かさ れ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底 から覆される明白な危険がある事態に際して実施 する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及 び安全に重要な影響を与える事態に際して実施す る合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連 携平和安全活動のために実施する国際平和協力業 務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の 確保に資するために我が国が実施する措置につい て定める必要があります。
これは、我が國の平和及び安全に重要な影響を 与える事態である重要影響事態に際して、適切か つ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、船舶検 査活動その他的重要影響事態に対応するため必要

○浜田委員長 それでは、内閣提出、我が国及び
国際社会の平和及び安全の確保に資するための自務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の
確保に資するために我が国が実施する措置につい
て定める必要があります。次に、この法律案の内容について、その概要を
御説明いたします。第一に、自衛隊法の一部改正について御説明いた
します。これは、防衛出動の対象となる事態として、我
が國と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が
発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、國
民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆
される明らかな危険がある事態を追加するほか、外
国における緊急事態に際しての在外邦人等の保護
措置を新設し、合衆国軍隊等の部隊の武器等の防
護のための武器の使用の規定を整備するものでござ
います。○中谷国務大臣 ただいま議題となりました我が
国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するた
めの自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際
平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外
国軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律
案について、その提案理由及び内容の概要を御説
明いたします。まず、我が国及び国際社会の平和及び安全の確
保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法
律案について、その提案理由及び内容の概要を御
説明いたします。我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏ま
え、我が国と密接な関係にある他国に対する武力
攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かさ
れ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底
から覆される明白な危険がある事態に際して実施す
る防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及
び安全に重要な影響を与える事態に際して実施す
る合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連
携平和安全活動のために実施する国際平和協力業
務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の
確保に資するために我が国が実施する措置につい
て定める必要があります。これは、国際平和協力業務の実施または物資協
力の対象として新たに国際連携平和安全活動を追
加するほか、国際平和協力業務に、防護を必要と
する住民、被災民その他の者の生命、身体等に対
する危害の防止等の業務その他の新たな業務を加
えるとともに、その他国際平和協力業務の実施等
のために必要な事項を定めるものです。第三に、周辺事態に際して我が国の平和及び安
全を確保するための措置に関する法律及び周辺事
態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の
一部改正について御説明いたします。これは、我が國の平和及び安全に重要な影響を
与える事態である重要影響事態に際して、適切か
つ迅速に、後方支援活動、捜索救助活動、船舶検
査活動その他的重要影響事態に対応するため必要

な措置を実施するためには、必要な事項のほか、国際平和共同対処態に對応して我が国が実施する船舶検査活動に關し必要な事項を定めるものです。

第四に、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律及びその他の事態対処法制の一部改正について御説明いたします。

支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することができるようになる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。
次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

に、当該対応措置を実施することにつき、基本計画を添えて国会の承認を得なければならず、国会の承認を得る日から二年を満了する日を招して川

第一條　自衛隊法の一部改正 （自衛隊法（昭和二十二年五月二十九日法律第二百四十一号）の一部を改正する法律）

二十九年法津第一百六十五

第三条第一項中「直接侵略及び間接侵略に對
号」の一部を次のように改正する。
第一条第五項中「第九十四条の六第三号」を
「第九十四条の七第三号」に改める。

これは、我が國と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が國の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態である。存立危機事態への対処について、基本となる事項を列挙する。

を定めるにか、武力攻撃事態等または存立危機事態において自衛隊と協力して武力攻撃または存立危機武力攻撃を排除するために必要な外國軍隊の行動が円滑かつ効果的に実施されるための措置等について定めるなど、武力攻撃事態等または存立危機事態の推移に応じて実施する措置について定めるものです。

第五に、国家安全保障会議設置法の一部改正について御説明いたします。

これは、これまで申し上げました関係法律の一部改正等を踏まえ、国家安全保障会議の審議事項及び同会議への必須諮問事項を拡充するものです。

応措置については当該対応措置が行われることについて当該外国の同意がある場合に限り実施するものとすることなどを定めております。

第二に、この法律に基づき実施される対応措置を、協力支援活動及び捜索救助活動並びに国際平和と共同対処事態に際して実施する船舶検査活動とし、これらの活動のいずれかを実施することが必要な場合には閣議の決定により基本計画を定めることとしております。

第三に、自衛隊による協力支援活動としての物品及び役務の提供の実施並びに捜索救助活動の実施等を定めています。

第四に、基本計画には、国際平和共同対処事態

第八に協力支援活動または捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官は、自己または自己とともに現場に所在する他の自衛隊員もしくはその職務を行ふに伴い自己の管理のもとに入つた者等の生命または身体の防護のために一定の要件に従つて武器の使用ができることとしております。

以上が、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律案の提案理由及び内容の概要でござります。

何とぞ、慎重審議の上、速やかに御賛同あらん

第二十九条の二第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第七十六条第一項中「我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた」を「次に掲げる」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、同項に次の

そのほか、関係法律の所要の規定の整備を行うこととしております。
以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要でございます。

の概要を御説明いたします。

国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するためには国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行なうことが、かつ、我が國が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力

の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響、国際社会の取り組みの状況、我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由その他対応措置の実施に関する基本的な方針、対応措置の種類及び内容、対応措置を実施する区域の範囲、外国の領域で対応措置を実施する場合の自衛隊の部隊等の規模等を定めることとしております。

第五に、内閣総理大臣は、基本計画の決定または変更があったときは、その内容、また、基本計画に定める対応措置が終了したときは、その結果を、遅滞なく国会に報告しなければならないこととしております。

第六に、内閣総理大臣は、対応措置の実施前

○浜田委員長　これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、明二十七日水曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十二分散会

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

第七十七条の二中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」を加える。

第七十七条の三中「武力攻撃事態等における

ことをお願いいたします。(拍手)
○浜田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。
次回は、明二十七日水曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。
午後四時五十二分散会

各号を加える。

一 我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態又は我が国に対する外部からの武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態

二 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存続

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律案

立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態

自己の管理の下に入つた者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」に改め、同条第三号中「第八十四条の四第二項第四号」を第八十四条の五第二項第四号に改め、「自衛官」の下に「(次号及び第五号に掲げるものを除く。)」を加え、「自己」と「自己又は自己」と「又は」を若しくは「に」に改め、「入つた者」の下に「若しくは自己」と共にその宿営する宿营地(同法第二十五条第七項に規定する宿营地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合」を加え、同条に次の三号を加える。

四 第八十四条の五第二項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官前号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、若しくはその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

五 第八十四条の五第一項第四号に規定する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官第三号に定める場合又はその業務を行うに際し、自己若しくはその保護しようとする活動関係者(同条第五号ラに規定する活動関係者をいう。)の生命若しくは身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

六 第八十四条の五第二項第五号に規定する協力支援活動としての役務の提供又は捜索救助活動の実施を命ぜられた部隊等の自衛官自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員若しくは当該職務を行うに伴い自己

の管理の下に入つた者若しくは自己と共にその宿営する宿营地(国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第十一條第五項に規定する宿营地をいう。)に所在する者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

第九十四条の六を第九十四条の七とする。
第九十四条の五中「第八十四条の三第一項」を「第八十四条の四第一項」に改め、同条を第四条の六とし、第九十四条の四の次に次の二条を加える。

(在外邦人等の保護措置の際の権限)
第九十四条の五 第八十四条の三第一項の規定により外国の領域において保護措置を行う職務に従事する自衛官は、同項第一号及び第二号に掲げても該当する場合であつて、その職務を行つに際し、自己若しくは当該保護措置の対象である邦人若しくはその他の保護対象者の生命若しくは身体の防護又はその職務を妨害する行為の排除のためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるとき、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 第八十九条第二項の規定は、前項の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。

3 第一項に規定する自衛官は、第八十四条の三第一項第一号に該当しない場合であつても、その職務を行つに際し、自己若しくは自己と共に当該職務に従事する隊員又はその職務を行つに伴い自己的管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合

4 第百条の六第一項第三号中「規定する」の下に「「」を加え、同号を同項第七号とし、同号の次に次の二条を加える。

5 第百条の六第一項第五号を同項第十号とし、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改め、同号を第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊等に該当する合衆国軍隊を除く。次号から第四号まで及び第六号から第十一号までにおいて同じ。)

6 自衛隊の部隊が船舶又は航空機により外國の軍隊の動向に関する情報その他の我が国に資する活動(共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるもの)を除く。に現に従事しているものの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

7 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるとき限り、自衛官が行うものとする。

8 第百条の六第一項第一号を次のように改め

一 自衛隊及び合衆国軍隊の双方の参加を得て行われる訓練に参加する合衆国軍隊(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等に該

三　自衛隊の部隊が第八十二条の二に規定する海賊対処行動を行う場合において、当該施設及び区域内に所在して当該施設及び区域の警護を行う合衆国軍隊

四　自衛隊の部隊が第八十二条の三第一項又は第三項の規定により弾道ミサイル等を破壊する措置をとるため必要な行動をとる場合において、当該部隊と共に現場に所在して当該行動と同種の活動を行う合衆国軍隊

十一　第一号から第九号までに掲げるもののほか、訓練、連絡調整その他の日常的な活動のため、航空機、船舶又は車両により合衆国軍隊の施設に到着して一時的に滞在する部隊等と共に現場に所在し、訓練、連絡調整その他の日常的な活動を行う合衆国軍隊

第十号及び第十一号に改め、同項第二号中「第十号」を「第九号」に改め、同条第四項中「(弾薬含む。)」を削る。

第一百条の六第三項第一号中「参加するオーストラリア軍隊」の下に「(重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律第三条第一項第一号に規定する合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する位置に関する法律第二条第七号に規定する外国軍隊等に該当するオーストラリア軍隊、武力撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊に該当するオーストラリア軍隊及び国際平共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律第三条第一項第一号に規定する諸外国の軍隊から第六号までにおいて同じ。)」を加え、同第三号中「規定する」の下に「外国における緊

急事態に際して同項の保護措置としての輸送を行う場合又は第八十四条の四第一項に規定する」を加え、「当該輸送」を「これらの輸送」に改め、同項第四号中「第八十四条の四第二項第三号」を「第八十四条の五第二項第三号」に改める。第一百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)」を加え、「基き」を「基づき」に、「本条中」を「この条において」に改める。

第一百三条の二第四項及び第一百四条第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める
第百十五条の八第一項、第百十五条の九及び
第百十五条の十第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。
第百十五条の十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。第三項において同じ。)」を加える。
第百十五条の十二中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。
第百十五条の十三第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正)

第一条 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 國際平和協力業務(第六条
〔第三章 國際平和協力業務等
第二十四条〕」を 第一節 國際平和協力業務

第二節 自衛官の国際連合
(第六条—第二十六条)
への承認(第二十七条—第二十九条)に、「第二

号」を「第八十四条の五第一項第三号」に改める。
第二百三条第一項中「第七十六条第一項」の下に
「第一号に係る部分に限る。以下この条において
同じ。」を加え、「基き」を「基づき」に、「本条
中」を「この条において」に改める。
第二百三条の二第四項及び第二百四条第一項中
「第七十六条第一項」の下に「第一号に係る部分
に限る。」を加える。
第二百十五条の一第三項中「武力攻撃事態等に
おける我が国の平和と独立並びに国及び国民の
安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及
び存立危機事態における我が国の平和と独立並
びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に
改める。
第二百十五条の四中「第七十六条第一項」の下に
「第一号に係る部分に限る。」を加え、「武力攻
撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」第
三条第四号を「武力攻撃事態及び存立危機事態
における捕虜等の取扱いに関する法律」第三条第
六号に改める。
第二百十五条の五第一項中「第七十六条第一項
の下に「第一号に係る部分に限る。」を、「出動
待機命令」の下に「第七十六条第一項第一号に
係る部分に限る。」の規定による防衛出動命令が
発せられることが予測される場合に係るものに
限る。」を加え、同条第二項中「第四十六条规定
二項及び第四十九条第一項ただし書」を削り
「薬局開設者等との下に」、同法第四十六条第
二項及び第四十九条第一項ただし書の規定の適
用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等
と」を加える。
第二百十五条の六第一項中「第七十六条第一項
の下に「第一号に係る部分に限る。」を加える
第二百十五条の七中「武力攻撃事態等における
我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の
用についてはこれらの規定に規定する薬剤師等
と」を加える。

危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の八第一項、第二百五十五条の九及び第二百五十五条の十第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の十二中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の十三第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の十九及び第二百五十五条の二十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の二十四第一項、第二百五十五条の十五第一項、第二百五十五条の十六第一項、第二百五十五条の十七第一項、第二百五十五条の十八、第二百五十五条の十九及び第二百五十五条の二十一第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の二十一第三項中「武力攻撃事態等における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が國の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二百五十五条の二十三第一項及び第二百五十五条の二十四第一項中「第七十六条第一項」の下に「(第一号に係る部分に限る。)」を加える。

第二百五十五条の二十二条の二第一項中「第七十七条第七号及び第八号並びに前条第一項の罪は、日本国民においてこれらの罪を犯した者にも適用する。」を加える。

2 第二百十九条第一項の罪(同条第一項第七号又は第八号に規定する行為の遂行を共謀教唆し、又は煽動した者に係るものに限る。及び前条第二項の罪は、刑法第一条の例に従う。)

（国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の一部改正）
第一条 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。
目次中「第三章 國際平和協力業務（第六条～第十二条）」を「第三章 國際平和協力業務等（第六条～第十二条）」とし、第一節「國際平和協力業務」を「第二節 自衛官の国際連合維持活動」に改める。
第二十四条】を「第二十六条・第二十七条」に、「第二十六条・第二十七条」を「第二十四条」に改める。
第七条】を「第三十一条・第三十二条」に改める。
第一条及び第二条第一項中「国際連合平和維持活動」の下に「、国際連携平和安全活動」を加える。
第三条第一号中「確保」の下に「、紛争による混乱に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「ことを目的として」に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合（武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国）の当該同意がある場合」に「を削り、「いづれの紛争当事者にも偏ることなく実施される」を「実施されるもののうち次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。
イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、かつ、当該活動が行われる地域の属する国（当該理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以下同じ。）及び紛争当事者の当該活動又は安全保障理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合にあつては、当該機関。以降、いづれの紛争当事者にも偏ることない

く実施される活動

口 武力紛争が終了して紛争当事者が当該活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われる地域の属する国の当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第三」を「別表第四」に、「第一号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 國際連携平和安全活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第三」を「別表第四」に、「第一号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

口 國際連携平和安全活動

第三条中第七号を第九号とし、第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同条第四号ハを同号ニとし、同号ロ中「別表第三」を「別表第四」に、「第一号に規定する」を「第三号に規定する決議若しくは要請又は」に、「第二十五条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ネ 國際連合平和維持活動又は國際連携平和安全活動を統括し、又は調整する組織において行うからつまでに掲げる業務の実施に必要な企画及び立案並びに調整

又は情報の収集整理

ワからしまでとし、同号リ中「チ」を「リ及び又に、「行政事務」を「立法、行政(ヲ)に規定する組織に係るもの)を除く。」又は司法に規定する事務」に改め、同号リを同号ルとし、その次に次のように加える。

ヲ 国の防衛に関する組織その他のイからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行う組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

(1) イからトまで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務に関する助言又は指導

(2) (1)に規定する業務の実施に必要な基礎的な知識及び技能を修得させるための教育訓練

第三条第三号チを同号リとし、その次に次のように加える。

ヌ 矯正行政事務に関する助言若しくは指

導又は矯正行政事務の監視

第三条第三号中トをチとし、への次に次のように加える。

ト 防護を必要とする住民、被災民その他者の生命、身体及び財産に対する危害の防止及び抑止その他特定の区域の保安のための監視、駐留、巡回、検問及び警護

第三条第三号に次のように加える。

ラ ラからネまでに掲げる業務又はこれらの業務に類するものとしてナの政令で定める業務を行う場合であつて、国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動若しくは人道的な国際救援活動に従事する者又はこれらの活動を支援する者(以下

このラ及び第二十六条第二項において「活動関係者」という。)の生命又は身体に対する不測の侵害又は危難が生じ、又は生ずるおそれがある場合に、緊急の要請

に対応して行う当該活動関係者の生命及び身体の保護

第三条第三号を同条第五号とし、同条第一号の二中「別表第二」を「別表第三」に、「における」を「において」に、「による」を「により」に、「の設立を目的とする」を「を設立しその他その混乱を解消する過程で行われる」に改め、「実施されると」まで又はワからネまでに掲げるものと同種の業務を行つ組織の設立又は再建を援助するための次に掲げる業務

第三条第一号の次に次の「号」を加える。

二 國際連携平和安全活動 國際連合の総

会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議、別表第一に掲げる国際機関

が行う要請又は当該活動が行われる地域の属する国の要請(国際連合憲章第七条1に規定する国際連合の主要機関のいずれかの支持を受けたものに限る)に基づき、紛争

活動が行われる地域に存在しなくなった場合において、当該活動が行われることについての同意がある場合に実施される活動

ハ 武力紛争がまだ発生していない場合において、当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施され

る活動

第三章 國際平和協力業務等

第三章中第六条の前に次の節名を付する。

第一節 國際平和協力業務

第六条第一項中「あるとき」の下に「(国際連合

平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに

として同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第一号イからハまで又は第二号イからハまでに規定する同意及び第一号又は第二号に掲げる同意も当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるとき限り、人道的な国際救援活動のために実施する国

際平和協力業務であつて同条第五号ラに掲げるものを実施する場合にあつては、同条第三号に規定する同意及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときが当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持され、並びに当該活動が行われる地域の属する国が紛争当事者であるときは、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときには、紛争当事者の当該活動及び当該業務が行われることについての同意があり、かつ、その同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められるときには、紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ハに該当する活動にあつては、当該活動が行

二　國祭事務平和安寧を活動のよりこまめにする
二　わられる地域の属する国の当該業務の実施についての同意(同号ハ)に該当する活動にあつては、明確な反対の意思を示す者がいない場合に限る。」)を加え、同項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

第一号を「及び第二号、本条第一項(第三号及び第四号を除く)及び第十三項(第一号から第六号まで、第九号及び第十号に係る部分に限る。)に、「並びに第二十四条」を「及び第七号、第二十五条並びに第二十六条」に改め、「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十項中「につき」の下に「、実施計画を添えて」を加え、同条第十三項各号別記以外の部分を次のように改める。

定する同意若しくは第一項第一号に掲げる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

十 國際連携平和安全活動のため実施する
國際平和協力業務であつて第三条第五号に掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものについては、同条第二号イに規定する合意の遵守の状況その他の事情を勘案して、同号イからハまでに規定する同意又は第一項第二号に掲げる同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定期的に維持されると認められなくなった場合及び当該業務が行われる期間を通じて安定期的に維持されると認められなくなった場合

たと認められる場合

人道的な国際救援活動のための実施する国際平和協力業務であつて第三条第五号

思を示す者がいない場合に限る。) 第六条第二項第二号へ中「第二十条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第四項中「第

であると認めるときは、実施計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

第六条第十三項第一号中「国際連合平和維持活動」の下に「(第三条第一号イに該当するものに限る。)」を加え、「第三条第一号イ」を「同号イ」

まで」を「第三条第五号」若しくは「に掲げる業務（海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）第五条に規定する事務に係るものに限る。）、同号ワからツまで」に、「同号レ」を「同号ナ」に、「海上保安庁法（昭和二十三年法律第二十八号）」を「同法」に、「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条第六項中「第三条第三号イからヘまで」を「第三条第五号イからトまで」に、「同号ヌからタま」を「同号ヲからネまで」に、「又は「これらの」

に、「規定する同意」を「掲げる同意」に改め、同項第三号中「第三条第一号の二」を「第三条第四号」に、「第一項第三号に規定する」を「第一項第八号」とし、四号に掲げるに改め、同号を同項第八号として、同項第二号中「第三条第一号」を「第三条第三号」に、「第一項第二号に規定する」を「第一項第三号に掲げる」に改め、同号を同項第七号として、同項第一号の次に次の五号を加える。

六　国際連携平和安全活動(第三条第一号ハに該当するものに限る。)のために実施する国際平和協力業務については、同号ハに規定する同意若しくは第一項第二号に掲げる同意が存在しなくなつたと認められる場合、当該活動が特定の立場に偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合又は武力紛争の発生を防止することが困難となつた場合

第六条第十三項に次の三号を加える。

14 国が紛争当事者である場合における紛争当事者の当該活動者しくは当該業務が行われることについての同意が当該活動及び当該業務が行われる期間を通じて安定的に維持されると認められなくなった場合

第六条に次の一項を加える。

外務大臣は、実施計画の変更をすることが必要であると認めるとき、又は適当であると認めるときは、内閣総理大臣に対し、前項の閣議の決定を求めるよう要請することができ

九 國際連合平和維持活動のために実施する
國際平和協力業務であつて第三条第五号ト

して同号ナの政令で定めるもの又は同号ニに掲げるものについては、同条第一号イに

「同項第九号」と「第六条第十三項各号」を「第六条第十三項第一号から第八号まで」に改め、同号の次に次の二号を加える。

又は他国と連携して国際連携平和安全活動を実施するに、「本条第一項第一号及び第十三項

我が国及び国際社会の平和安全法制に関する特別委員会議録第一号　平成一十七年五月一十六日

八　危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の協力隊の隊員の安全を確保するための措置に関する事項
九　同号令の政令で定める業務又は同号令に掲げる業務に従事する者が行うべき当該業務の中止に関する事項

第八条第一項中「前項第六号」の下に「及び第七号」を加える。

第二十六条第一項中「第三章」を「第三章第一節」に改め、同条を第三十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

（請求権の放棄）
第三十二条 政府は、国際連合平和維持活動、

國祭車集平和安

して、国際連合若しくは別表第一から別表第三までに掲げる国際機関又はこれらの活動に参加する国際連合加盟国その他の国（以下二

（参加がてる国際連合が盟友の他の国（以下「この条において「活動参加国等」という。）から、これらの活動に起因する損害についての請求

権を相互に放棄することを約することを求められた場合において、我が国がこれらの活動

に参加する上でこれに応じることが必要と認めるとときは、これらの活動に起因する損害に

ついての活動参加国等及びその要員に対する
我が国の請求権を放棄することを約すること

（大規模な災害に対処する合衆国軍隊等に対する物語又は役務の提供）ができる。

第三十三条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、防衛大臣が自衛隊の部隊等に第九条第四

項の規定に基づき国際平和協力業務を行わせる場合又は第二十一条第一項の規定による委

託に基づく輸送を実施させる場合において、これらの活動を実施する自衛隊の部隊等と共に当該活動が行われる地域に所在して、次に掲げる活動であつて当該国際平和協力業務又

は当該輸送に係る国際連合平和維持活動、国際連携平和安全活動又は人道的な国際救援活動を補完し、又は支援すると認められるものを行つアメリカ合衆国又はオーストラリアの軍隊(以下この条において「合衆国軍隊等」という)から、当該地域において講ずべき応急の措置に必要な物品の提供に係る要請があつたときは、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該合衆国軍隊等に対し、自衛隊に属する物品の提供を実施することができる。

一 派遣先国において発生し、又は正に発生しようとしている大規模な災害に係る救助活動、医療活動(防疫活動を含む。)その他災害緊急対策及び災害復旧のための活動

二 前号に掲げる活動を行う人員又は当該活動に必要な機材その他の物資の輸送

2 防衛大臣は、合衆国軍隊等から、前項の地域において講ずべき応急の措置に必要な役務の提供に係る要請があつた場合には、当該国際平和協力業務又は当該輸送の実施に支障を生じない限度において、当該自衛隊の部隊等に、当該合衆国軍隊等に対する役務の提供を行わせることができる。

3 前二項の規定による自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊の部隊等による役務の提供として行う業務は、補給、輸送、修理若しくは整備、医療、通信、空港若しくは港湾に関する業務、基地に関する業務、宿泊、保管又は施設の利用(これらの業務にそれぞれ附帯する業務を含む。)とする。

4 第一項に規定する物品の提供には、武器の提供は含まないものとする。

第二十五条の見出しを削り、同条第一項及び第三項中「国際連合平和維持活動」の下に「国際連携平和安全活動」を加え、第四章中同条を第三十条とする。

第二十四条の見出しを削り、同条第一項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第二項中

「防衛する」を「防護する」に、「第二十二条」を「第二十三条」に改め、同条第三項中「防衛する」を「防護する」に改め、同条第九項中「第七項」を「第八項」に改め、「第三項」の下に「第七項」を加え、「及び第三項」を「の規定及びこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「から第三項まで」を「及び第二項の規定並びにこの項において準用する第三項(第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)」に、「準用する。」を「、それぞれ準用する。」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、第七項を第八項とし、第六項の次に次の一項を加える。

第二十六条 前条第三項(同条第七項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定するもののほか、第九条第五項の規定により派遣先国において国際平和協力業務であつて第三条第五号トに掲げるもの又はこれに類するものとして同号ナの政令で定めるものに従事する自衛官は、その業務を行うに際し、自己若しくは他人の生命、身体若しくは財産を防護し、又はその業務を妨害する行為を排除するためやむを得ない必要があると認める相手との理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第一項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することができる。

において国際平和協力業務であつて第三条第五号ラに掲げるものに従事する自衛官は、そ

の業務を行ふに際し、自己又はその保護しようとする活動関係者の生命又は身体を防護するためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で、第六条第二項第二号ホ(2)及び第四項の規定により実施計画に定める装備である武器を使用することがで

3 前二項の規定による武器の使用に際しては、刑法第三十六条又は第三十七条の規定による。

該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第二節 白衛官の国際連合への派遣 (自衛官の派遣)

て生命若しくは身体に対する危険又は事態の混亂を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

第十一条に次の二項を加える。

5 第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外国の領域に設けられた当該部隊等の宿營する宿營地（宿宮）のために使用する区域であつて、囲障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。）であつて合衆国軍隊等の要員が共に宿營するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿營地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿營地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をることができる。この場合において、同項から第三項まで及び次項の規定の適用に

ついては、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第一条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行つに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのは「その宿營する宿營地 第五項に規定する宿營地をいう。次項及び第三項において同じ。）に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する宿營地 第五項の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのとは「宿營地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

6 自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一基地業務の項の次に次のように加え

宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供

別表第一の備考を次のように改める。
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二の備考を次のように改める。
備考 物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

（周辺事態に際して実施する船舶検査活動に関する法律の一部改正）
第四条 周辺事態に際して実施する船舶検査活動に

一部を次のように改訂する。

題名を次のように改める。

については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員（自衛隊法第一條第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。）若しくはその職務を行つに伴い自己の管理の下に入つた者」とあるのは「第五項に規定する宿營する宿營地 第五項の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのとは「宿營地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律

第一条中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に、「規定する周辺事態」を「規定する重要影響事態」をいう。以下同じ。又は国際平和及び安全を確保するための措置に関する法律」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態」と、第二項及び第三項中「現場」とあるのとは「宿營地」と、次項中「自衛隊員」とあるのは「自衛隊員（同法第二条第五項に規定する隊員をいう。）」とする。

自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第六条第二項の規定により後方支援活動としての自衛隊の役務の提供（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられ、又は第七条第一項の規定により捜索救助活動（我が国の領域外におけるものに限る。）の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官については、自衛隊員以外の者の犯した犯罪に関しては適用しない。

別表第一基地業務の項の次に次のように加え

定する」を削り、同条中「船舶検査活動の実施に際して」を「重要影響事態における船舶検査活動の実施に際して」に、「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態安全確保法」に改め、「（以下「基本計画」という。）」を削り、同条第二号中「構成」の下に「並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第一項後段の後方支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間」を加え、同条第五号中「前条後段」を「第一条後段」に、「後方地域支援」を「後方支援活動」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に際しては、次に掲げる事項を国際平和協力支援活動法第四条第一項に規定する基本計画に定めるものとする。

一 当該船舶検査活動に係る基本的事項
二 当該船舶検査活動を行う自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに当該船舶検査活動又はその実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、これらの活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の装備及び派遣期間
三 当該船舶検査活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
四 第二条に規定する規制措置の対象物品の範囲

五 当該船舶検査活動の実施に伴う前条第二項後段の協力支援活動の実施に関する重要な

事項(当該協力支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項を含む)。

六 その他当該船舶検査活動の実施に関する事項

3 船舶検査活動又は重要影響事態における船舶検査活動の実施に伴う前条第一項後段の方支援活動若しくは国際平和共同対処事態における船舶検査活動の実施に伴う同条第二項後段の協力支援活動を外国の領域で実施する場合には、当該外国(重要影響事態安全確保法第二条第四項又は国際平和協力支援活動法第一条第四項に規定する機関がある場合にあつては、当該機関)と協議して、実施する区域の範囲を定めるものとする。

第五条第一項中「基本計画」を「前条第一項又は第二項の基本計画(第五項において単に「基本計画」という。)」に改め、同条第二項中「実施要項において、」の下に「実施される必要のある船舶検査活動の具体的な内容を考慮し、自衛隊の部隊等がこれを円滑かつ安全に実施することができるよう」を加え、同条第四項を次のように改める。

4 防衛大臣は、実施区域の全部又は一部において、自衛隊の部隊等が船舶検査活動を円滑かつ安全に実施することが困難であると認める場合又は重要影響事態において外国の領域で実施する船舶検査活動についての重要な影響事態安全確保法第二条第四項の同意が存在しなくなつたと認める場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

第五条第六項中「周辺事態安全確保法」を「重要影響事態における船舶検査活動」に、「第三条後段の後方地域支援について」を「第三

条第一項後段の後方支援活動について、国際平和協力支援活動法第七条の規定は国際平和共同

対処事態における船舶検査活動の実施に伴う第

五項中「前項において準用する周辺事態安全確

保法第六条第四項」を「前二項」に改め、同項を

同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を

三條第二項後段の協力支援活動について、それ

ぞれ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第

五項中「前項において準用する周辺事態安全確

保法第六条第四項」を「前二項」に改め、同項を

同条第六項とし、同条第四項の次に次の二項を

三條第二項後段の協力支援活動について、それ

同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を

加える。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならぬ。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けるいとまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生じ若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従った場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

4 防衛大臣は、実施区域の全部のほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

5 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

6 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

7 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

8 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

9 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

10 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

11 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

12 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

13 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

14 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

15 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

16 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

17 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

18 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

19 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

20 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

21 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

22 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

23 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

24 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

25 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

26 前項に定めるもののほか、防衛大臣は、実施区域の全部又は一部がこの法律又は基本計画に定められた要件を満たさないものとなつた場合には、速やかに、その指定を変更し、又はそこで実施されている活動の中止を命じなければならない。

うに改正する。
題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律

目次中「武力攻撃事態等への対処の」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態への対処の」に、

「第三章 武力攻撃事態等への対処」に「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処」の

「第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処」のための措置(第二十一条第一項)に「第四章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処」のための措置(第二十一条第一項)に改める。

第一条中「同じ。」及び「により、武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「併せて武力攻撃事態等への対処に關して必要となる法律の整備に關する事項を定め」を削る。

第二条中「この法律」の下に「(第一号に掲げる用語にあっては、第四号及び第八号ハ(1)を除く。)」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ合衆国」を「第三章 緊急対処事態その他の緊急事態への対処」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」の下に「及び存立危機事態を終結させるためにその自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」を加え、同条第七号イ(2)中「及びアメリカ合衆国」を「、アメリカ合衆国」に改め「必要な行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」を加え、同号に次のように加える。

ハ 存立危機事態を終結させるためにその

自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」の下に「及びその他の外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して武力攻撃を排除するために行動」を加え、同号に次のように加える。

(1) 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃であつて、これにより我が國の存立が脅かされ、国民の生命、財産等の権利が根底から覆される明白な危険があるもの(以下「存立危機武力攻撃」という。)を排除する

ためには必要な自衛隊が実施する武力の行使、部隊等の展開その他の行動

(2) (1)に掲げる自衛隊の行動及び外国の軍隊が実施する自衛隊と協力して存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動が円滑かつ効果的に行われるため

第五条 武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)の一部を次のよ

一部改正)

に実施する物品、施設又は任務の提供

その他の措置

(3)

(1) 及び(2)に掲げるもののほか、外交上の措置その他の措置

二 存立危機武力攻撃による深刻かつ重大な影響から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は存立危機武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるように

するため存立危機事態の推移に応じて実施する公共的な施設の保安の確保、生

活関連物資等の安定供給その他の措置

第一条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 存立危機事態 我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆

される明白な危険がある事態をいう。

第三条の見出し及び同条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、「協力しつつ」を「協力するは

か、関係する外國との協力を緊密にしつつ」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中

「においては」を「及び存立危機事態においては」に、「これ」を「存立危機事態並びにこれら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加え、同条第三項中

「においては」を「又は存立危機事態においては」に改め、同項第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国」の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改め、同項第六号中「武力攻撃事態等における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法

危機事態」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同条に次の二項を加える。

2 国は、前項の責務を果たすため、武力攻撃事態等及び存立危機事態への円滑かつ効果的

な対処が可能となるよう、関係機関が行うこ

れらの事態への対処についての訓練その他の

関係機関相互の緊密な連携協力の確保に資する施策を実施するものとする。

第八条中「かんがみ」を「鑑み」に改め、「指定

公共機関が」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を

び存立危機事態」を加える。

第二章の章名中「武力攻撃事態等」の下に「及

び存立危機事態」を加える。

第三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加え、同条第二項第一号を

び存立危機事態」を加える。

第四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

律」に改め、同条第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加え、同条第五項第五号中「武力攻撃事態等」におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」と改める。

第三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十一条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律

我が国が実施する措置に関する法律

第一条中「において」を「に」に改める。

第二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十五条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十六条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十七条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十八条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第十九条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十一条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十二条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十三条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

第二十四条第一項中「武力攻撃事態等」の下に「又

は存立危機事態」を加える。

して武力攻撃を排除するために必要な準備のための同号に規定する行動)をいう。

以下同じ。)が円滑かつ効果的に実施されるための措置その他の外国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置。

第二条第五号を同条第八号とし、同条第四号中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 外国軍隊 武力攻撃事態等又は存立危機事態において、自衛隊と協力して武力攻撃又は存立危機武力攻撃を排除するために必要な行動を実施している外国の軍隊(特定合衆国軍隊を除く。)をいう。

第二条第三号の次に次の二号を加える。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

五 存立危機武力攻撃 事態対処法第一条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をい

う。

第三条中「武力攻撃事態等」の下に「及び存立危機事態」を加える。

第四条中「武力攻撃」の下に「及び存立危機武力攻撃」を加える。

第五条中「から」の下に「武力攻撃事態等において」を加える。

第六条の見出し中「合衆国政府」を「合衆国政府等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項に規定するもののほか 政府は、第三条の責務を果たすため、武力攻撃事態等又は存立危機事態の状況の認識及び武力攻撃事態等又は存立危機事態への対処に関し、関係する外国政府と緊密な連絡を保つよう努めるものとする。

第七条中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊の行動」(以下「特定合衆国軍隊等の行動」という。)に、「の合衆国軍隊の行動」を「の特定合衆国軍隊等の行

動」に改める。

第八条中「合衆国軍隊の行動」を「特定合衆国軍隊等の行動」に、「第二条第七号」を「第二条第八号」に改める。

第九条(見出しを含む。)中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

第十三条第一項中「武力攻撃事態等対策本部長」を「事態対策本部長」に改める。

第十四条第一項中「合衆国軍隊の次」を「特定合衆国軍隊の次」に改め、同項第一号中「合

第十八条第一項第一号中「第二条第七号イ(1)」を「第二条第八号イ(1)」に改める。

第二十一条中「第二十五条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

(武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律の一部改正)

第十四条第一項中「合衆国軍隊の行動」に改め、同項第一号中「合

立危機武力攻撃を受けている外国の領域又は当該外国周辺の」を加える。

第四条第一項中「又は我が国周辺の」を「外國の領海(海上自衛隊の部隊が第四章の規定による措置を行うことについて当該外国の同意がある場合に限る。)又は」に、「第四章」を「同章」に改める。

第十六条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第三十八条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に、「第三条第四号」を「第三条第六号」に改める。

第一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「いう。以下同じ。」の下に「及び存立危機事態(同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。)における排海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。以下同じ。)における」を削る。

第二条第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。」の下に「又は存立危機事態を「より」武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機事態」を「より」武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第二条第一項中「武力攻撃事態」の下に「及び存立危機事態を加え、同条第三項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機事態」を「より」武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加える。

第三条第一号中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「次号」を「以下この条」に改め、同条中第十八号を第二十号とし、第十一号から第十七号までを二号ずつ繰り下げ、同条第十号中「第四号ル」を「第六号ル」に改め、同号を同条第十二号とし、同条

第九号中「第四号又」を「第六号又」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第八号中「第四号又」を「第六号又」に改め、同号を同条第十号とし、同条第七号中「第四号ト」を「第六号ト」に改め、同号を同条第九号とし、同条第六号中「第四号又」を「第六号ホ」に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を同条第七号とし、同条第四号ハ中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改め、「(武力攻撃)の下に「又は存立危機(武力攻撃)」を加え、同号二、八及びチ中「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第六号とし、同条第三号中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機武事態」を、「武力攻撃」の下に「又は存立危機武力攻撃」を加え、同号を同条第五号とし、同条第二号の次に次の二号を加える。

三 存立危機武力攻撃 事態対処法第二条第八号ハ(1)に規定する存立危機武力攻撃をいう。

四 存立危機事態 事態対処法第二条第四号に規定する存立危機事態をいう。

第五条中「事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第十一条中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三条第六号ロ」に改め、同条第二項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機(武力攻撃)」を加える。

第十八条第三号中「第三条第四号イ」を「第三条第六号イ」に改める。

第四十八条第三号中「武力攻撃」の下に「又は存立危機(武力攻撃)」を加える。

第八十二条第一項中「武力攻撃」の下に「又は存立危機(武力攻撃)」を、「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機(武力攻撃)」を加える。

第一百三十七条第一項から第三項までの規定中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加

「又は存立危機事態」を、「際して、武力攻撃」の下に「又は存立危機事態」を、「際して、武力攻撃」を加える。

「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」の下に「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加え、同項第四項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加える。

第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加え、同項第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加える。

第三条第六号ホに改める。

第一百四十二条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加え、同項第三項中「第三条第四号ホ」を「第三条第六号ロ」に改める。

存立危機事態の終了後の送還】に改める。

第三百四十六条第一項中「第三条第四号ロ」を「第三百四十六条第一項中「第三条第六号ロ」に改める。

存立危機事態の終了後の送還】に改める。

第一百五十九条及び第六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

第一百五十九条及び第六十八条第一項中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

「又は存立危機事態」を、「又は存立危機事態」を加え、同項第四号中「同じ。」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第五号中「武力攻撃事態等」の下に「又は存立危機事態」を加え、同項第六号中「周辺事態」を「重要影響事態」に改め、同項第七号を次のように改める。

七 國際平和共同対処事態への対処に関する重要な事項

八 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号)第一項に規定する國際平和協力業務の実施等に関する重要な事項

九

自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第六章に規定する自衛隊の行動に関する事項(第四号から前号までに掲げる項(次の各号に掲げる事項を除く。)に改め、同項に次の各号を除く。)

第一項第八号に掲げる事項のうち次に掲げる措置に関するもの

イ 国際連合平和維持活動又は国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号トに掲げるもの若しくはこれに類するものとして同号ナの政令で定めるもの又は同号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ロ 人道的な国際救援活動のために実施する国際平和協力業務であつて国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第三条第五号ラに掲げるものの実施に係る国際平和協力業務実施計画の決定及び変更(当該業務の終了に係る変更を含む。)

ハ 國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第二十七条第一項の規定による自衛官の国際連合への派遣

一 前項第九号に掲げる事項のうち自衛隊法第八十四条の三に規定する保護措置の実施に関するもの

第二項第三項中「周辺事態」を「存立危機事態、重要影響事態」に、「第十号」を「第十二号」に改める。

第五条第一項第一号中「第八号」を「第十号」に、「第十一号」を「第十三号」に改め、同項第二号中「第二条第一項第九号」を「第一条第一項第

十一号に改め、同項第三号中「第二条第一項第十一号」に改める。

第九条第二項中「第八号まで」を「第七号まで、第九号、第十号」に、「第十号」を「第十一号」に、「同項第七号及び第八号」を「同項第九号及び第十号」に改める。

附 則

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(調整規定) 第二条 この法律の施行の日(附則第十条において「施行日」という。)が刑事訴訟法等の一部を改正する法律(平成二十七年法律第一号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前である場合には、同法附則第十二条(見出しを含む。)中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」とあるのは、「武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」とする。

(道路交通法の一部改正) 第三条 道路交通法(昭和三十五年法律第一百五号)の一部を次のように改正する。

第一百四条の五第一項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に、「第二条第四号」を「第一条第六号」に、「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改める。

(国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律の一一部改正) 第四条 国際機関等に派遣される防衛省の職員の待遇等に関する法律(平成七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第八号中「以下」の下に「この号において」を、「確保」の下に、「紛争による混乱等」に改める。

に伴う切迫した暴力の脅威からの住民の保護」を、「設立」の下に「及び再建」を加え、「ために」を「こと」を目的として、「に改め、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合(武力紛争が発生していない場合においては、当該活動が行われる地域の属する国の当該同意がある場合)に、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されることを旨として」を削り、「実施されるもの」の下に「のうち、次に掲げるもの」を加え、同号に次のように加える。

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意並びに当該活動が行われる地域の属する国(当該国において国際連合の総会又は安全保険理事会が行う決議に従つて施政を行う機関がある場合においては、当該機関。以下この号において同じ)及び紛争当事者の当該活動が行われることについての同意がある場合において、いずれの紛争当事者にも偏ることなく実施される活動

ハ 武力紛争がいまだ発生していない場合において、当該活動が行われることについての同意がある場合に、武力紛争の発生を未然に防止することを主要な目的として、特定の立場に偏ることなく実施される活動(武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律の一部改正)

(武力紛争の際の文化財の保護に関する法律及

めの措置に関する法律(平成十六年法律第百十ニ号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

第一条中「かんがみ」を「鑑み」に、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第二条第一項中「第六号」を「第七号」に改め、「第三号」の下に「及び第四号」を加え、同条第三項中「事態対処法第二十二条第一号に掲げる」を

「次に掲げる措置その他の武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するため、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に影響を及ぼす場合において当該影響が最小となるようするための」に、「同号へ」を「第六号」に改め、同項に次の各号を加える。

一 警報の発令、避難の指示、避難住民等の救援、消防等に関する措置

二 施設及び設備の応急の復旧に関する措置

三 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置

四 運送及び通信に関する措置

五 国民の生活の安定に関する措置

六 被害の復旧に関する措置

第七条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

第三百四十二条(見出しを含む。)中「武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条(見出しを含む。)中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を

「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改め、同条のうち

武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

第三百四十二条(見出しを含む。)中「第三条第十一号及び第十二号の改正規定中

「第三条第十一号及び第十二号」を「第三条第十三号及び第十四号」に改める。

(サイバーセキュリティ基本法の一部改正)

第八条 サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第百四号)の一部を次のように改正す。

附則第三条中「武力攻撃事態等における我が国と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二十四条」を「第二十一条第一項」に改める。

「第二十一条第一項」に、「すべて」を「全て」に、「第二十五条第三項第二号」を「第二十二条第三項第二号」に改める。

第十一章を削る。

(武力紛争の際の文化財の保護に関する法律及

めの措置に関する法律(平成十六年法律第百十ニ号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 事態対処法の一部改正(第百九十五条)」を削る。

び原子力規制委員会設置法の一部改正)

第六条 次に掲げる法律の規定中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

二 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成十九年法律第三十二号)第六条第一項

二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第十条第四項第三号

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部改正)

一 武力紛争の際の文化財の保護に関する法律(平成十九年法律第三十二号)第六条第一項

二 原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)第十条第四項第三号

(行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一一部改正)

一 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律(平成二十六年法律第六十九号)の一部を次のように改定する。

第三百四十二条(見出しを含む。)中「武力攻撃事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における外國軍用品等の海上輸送の規制に関する法律」に改める。

第三百四十二条(見出しを含む。)中「第三条第十一号及び第十二号の改正規定中

「第三条第十一号及び第十二号」を「第三条第十三号及び第十四号」に改める。

(内閣府設置法の一部改正)

第十一条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改定する。

第四条第三項第五十二号中「第三条第三号」を「第三条第五号」に、「同条第四号」を「同条第六号」に改める。

(復興庁設置法の一部改正)

第十二条 復興庁設置法(平成二十三年法律第一百四十五号)の一部を次のように改定する。

附則第三条第一項の表国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第百七十九号)の項中「第三条第七号イ」を「第三条第九号イ」に改め、同表周辺事態に際して我が国と平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)の項中「周辺事態に際して我が国の平和及び安全を確保するた

めの措置に関する法律」を「重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置

に関する法律」に改め、同表武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の

安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七

十九号)の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に、「第二条第四号イ」を「第二条第五号イ」に改める。

理由

我が国を取り巻く安全保障環境の変化を踏まえ、我が国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険がある事態に際して実施する防衛出動その他の対処措置、我が国の平和及び安全に重要な影響を与える事態に際して実施する合衆国軍隊等に対する後方支援活動等、国際連携平和安全活動のために実施する国際平和協力業務その他の我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するために我が国が実施する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に關する法律案

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に關する法律

第一章 総則(第一条—第三条)

第一章 対応措置等(第四条—第十一条)

第三章 雜則(第十二条—第十五条)

附則

(目的)

第一条 この法律は、国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するため、国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行い、かつ、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるもの(以下「国際平和共同対処事態」という。)に際し、当該活動を行う諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等を行うことにより、国際社会の平和及び安全の確保に資することとする。

(基本原則)

第二条 政府は、国際平和共同対処事態に際し、この法律に基づく協力支援活動若しくは捜索救助活動又は重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律(平成十二年法律第一百四十五号)第二条に規定する船舶検査活動(国際平和共同対処事態に際して実施するものに限る。第四条第二項第五号において単に「船舶検査活動」という。)(以下「対応措置」という。)を適切かつ迅速に実施することにより、国際社会の平和及び安全の確保に資するものとする。

2 対応措置の実施は、武力による威嚇又は武力の行使に当たるものであつてはならない。

3 協力支援活動及び捜索救助活動は、現に戦闘行為(国際的な武力紛争の一環として行われる人を殺傷又は物を破壊する行為をいう。以下同じ。)が行われている現場では実施しないものとする。ただし第八条第六項の規定により行われる捜索救助活動については、この限りでない。

4 外国の領域における対応措置については、当該対応措置が行われることについて当該外国

従つて当該外国において施政を行ふ機関がある場合にあつては、当該機関の同意がある場合に限り実施するものとする。

内閣を代表して行政各部を指揮監督する。

関係行政機関の長は、前条の目的を達成するため、対応措置の実施に關し、防衛大臣に協力するものとする。

第三条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(定義等)

6 1 諸外国の軍隊等 国際社会の平和及び安全を脅かす事態に関し、次のいずれかの国際連合の総会又は安全保障理事会の決議が存在する場合において、当該事態に対処するための活動を行う外国の軍隊その他これに類する組織(国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律(平成四年法律第七十九号))第三条第一号に規定する国際連合平和維持活動、同条第二号に規定する国際連携平和安全活動又は同条第三号に規定する人道的な国際救援活動を行うもの及び重要影響事態に際して我が国との平和及び安全を確保するための措置に関する法律(平成十一年法律第六十号)第三条第一項第一号に規定する合衆国軍隊等を除く。)をいう。

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

(基本計画)

第四条 内閣総理大臣は、国際平和共同対処事態に際し、対応措置のいずれかを実施することが必要であると認めるときは、当該対応措置を実施すること及び当該対応措置に関する基本計画(以下「基本計画」という。)の案につき閣議の決定を求めるべし。

3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対する協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第一に掲げるものとする。

(第二章 対応措置等)

2 基本計画に定める事項は、次のとおりとする。

イ 当該外国が当該活動を行うことを決定し、要請し、勧告し、又は認める決議

ロ イに掲げるもののほか、当該事態が平和に対する脅威又は平和の破壊であるとの認識を示すとともに、当該事態に関連して国際連合加盟国との取組を求める決議

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

一 國際平和共同対処事態に關する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 国際社会の取組の状況

一 國際平和共同対処事態に關する次に掲げる事項

イ 事態の経緯並びに国際社会の平和及び安全に与える影響

ロ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

ハ 我が国が対応措置を実施することが必要であると認められる理由

一 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に關する基本的な方針

二 前号に掲げるもののほか、対応措置の実施に關する次に掲げる事項

イ 当該協力支援活動に係る基本的事項

ロ 当該協力支援活動の種類及び内容

ハ 当該協力支援活動を実施する区域の範囲

二 及び当該区域の指定に關する事項

二 当該協力支援活動を自衛隊が外國の領域で実施する場合には、当該協力支援活動を

に規定するものを除く。)は、別表第一に掲げるものとする。

3 捜索救助活動は、自衛隊の部隊等(自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第八条に規定する部隊等をいう。以下同じ。)が実施するものとする。この場合において、捜索救助活動を行う自衛隊の部隊等において、その実施に伴い、当該活動に相当する活動を行う諸外国の軍隊等の部隊に対する協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供は、別表第一に掲げるものとする。

4 内閣総理大臣は、対応措置の実施に当たり、我が国が実施するものをいう。

5 協力支援活動として行う自衛隊に属する物品の提供及び自衛隊による役務の提供(次項後段

第四条第一項に規定する基本計画に基づいて、外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規

関係行政機関の長は、前項の規定による要請があつたときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、同項の協力を行うものとする。

(武器の使用)

第十一條 第七条第二項(第八条第八項において準用する場合を含む。第五項及び第六項において同じ。)の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、自己と共に現在に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。)若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入つた者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器(自衛隊が外国の領域で当該協力支援活動又は当該捜索救助活動を実施している場合については、第四条第二項第三号ニ又は第四号ニの規定により基本計画に定める装備に該当するものに限る。以下この条において同じ。)を使用することができる。

2 前項の規定による武器の使用は、当該現場に上官が在るときは、その命令によらなければならぬ。ただし、生命又は身体に対する侵害又は危難が切迫し、その命令を受けることまがないときは、この限りでない。

3 第一項の場合において、当該現場に在る上官は、統制を欠いた武器の使用によりかえつて生命若しくは身体に対する危険又は事態の混乱を招くこととなることを未然に防止し、当該武器の使用が同項及び次項の規定に従いその目的の範囲内において適正に行われることを確保する見地から必要な命令をするものとする。

4 第一項の規定による武器の使用に際しては、刑法(明治四十年法律第四十五号)第三十六条又は第三十七条の規定に該当する場合を除いては、人に危害を与えてはならない。

第七条第一項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外

国の領域に設けられた当該部隊等の宿營する宿營地(宿營のために使用する区域であつて、周囲に障が設置されることにより他と区別されるものをいう。以下この項において同じ。)であつて諸外国の軍隊等の要員が共に宿營するものに対する攻撃があつた場合において、当該宿營地以外にその近傍に自衛隊の部隊等の安全を確保することができる場所がないときは、当該宿營地に所在する者の生命又は身体を防護するための措置をとる当該要員と共同して、第一項の規定による武器の使用をることができる。この場合において、同項から第二項まで及び次項の規定の適用については、第一項中「現場に所在する他の自衛隊員(自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。第六項において同じ。)若しくはその職務を行つた者は」とあるのは「その宿營する宿營地(第五項に規定する宿營地をいう。次項及び第三項において同じ。)に所在する者」と、「その事態」とあるのは「第五項に規定する諸外国の軍隊等の要員による措置の状況をも踏まえ、その事態」と、

その任務を行つた者」とあるのは「自衛隊員(同法第二条第五項に規定する隊員をいう。)」とす

る。

自衛隊法第九十六条第三項の規定は、第七条第二項の規定により協力支援活動としての自衛隊の役務の提供(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられ、又は第八条第一項の規定により捜索救助活動(我が国の領域外におけるものに限る。)の実施を命ぜられた自衛隊員の犯した犯罪に関しては適用しない。

講ずるものとする。

第十二条 防衛大臣又はその委任を受けた者は、協力支援活動の実施に当たつて、自衛隊に属する物品(武器を除く。)につき、協力支援活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官は、外

一號に規定する活動(以下「事態対処活動」という。)の用に供するため当該物品の譲渡又は無償貸付けを求める旨の申出があつた場合において、当該事態対処活動の円滑な実施に必要であると認めるときは、その所掌事務に支障を生じない限度において、当該申出に係る物品を当該諸外国の軍隊等に対し無償若しくは時価よりも低い対価で譲渡し、又は無償で貸し付けることができることを認められた場合において、これに応じることが相互の連携を確保しながらそれぞれの活動を円滑に実施する上で必要と認めるときは、事態対処活動に起因する損害についての当該外国及びその要員に対する我が国の請求権を放棄することを約することができる。

基地業務	廃棄物の収集及び処理、給電並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
保管	倉庫における一時保管、保管容器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
施設の利用	土地又は建物の一時的な利用並びにこれらに類する物品及び役務の提供
訓練業務	訓練に必要な指導員の派遣、訓練用器材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
建設	建築物の建設、建設機械及び建設資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

別表第二(第三条関係)

種類	内容
補給	給水、給油、食事の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
輸送	人員及び物品の輸送、輸送用資材の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
修理及び整備	修理及び整備、修理及び整備用機器並びに部品及び構成品の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
医療	傷病者に対する医療、衛生機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
通信	通信設備の利用、通信機器の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
宿泊	宿泊設備の利用、寝具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
消毒	消毒、消毒機具の提供並びにこれらに類する物品及び役務の提供
備考	物品の提供には、武器の提供を含まないものとする。

理由
国際社会の平和及び安全を脅かす事態であつて、その脅威を除去するため国際社会が国際連合憲章の目的に従い共同して対処する活動を行ふが、我が国が国際社会の一員としてこれに主体的かつ積極的に寄与する必要があるものに際し、当該活動を行うことにより、国際社会の平和及

び安全の確保に資することができるようにする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。